

川水ポ発第14号  
令和5年12月6日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 奥富 精一 様  
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和3年2月26日執行の上下水道局（下水道事業会計）定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

物品の管理について（ポンプ場管理センター）

ポンプ場管理センターの物品の管理において、川口市上下水道局物品管理要綱に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

令和4年度中には、物品管理簿の整理を行い、物品整理票を川口市上下水道局物品管理要綱に規定されているものに貼り直しました。また、残された不用品の処分は、令和5年度の予算を利用し処分の実施を行いました。

